係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.018

AC_{24} ＝ 0.017

AC_{25} ＝ 0.017

AC_{26} ＝ 0.017

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.018

AE_{24} ＝ 0.017

AE_{25} ＝ 0.017

AE_{26} ＝ 0.017

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.047

AG_{24} ＝ 0.046

AG_{25} ＝ 0.045

AG_{26} ＝ 0.045

AG_{27} ＝ 0.043

のを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の通常事業の充当率を用いるもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.018

AC_{24} ＝ 0.018

AC_{25} ＝ 0.017

AC_{26} ＝ 0.017

AD_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成21年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.018

AE_{24} ＝ 0.018

AE_{25} ＝ 0.017

AE_{26} ＝ 0.017

AF_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.047

AG_{24} ＝ 0.047

AG_{25} ＝ 0.046

AG_{26} ＝ 0.045

AG_{27} ＝ 0.043